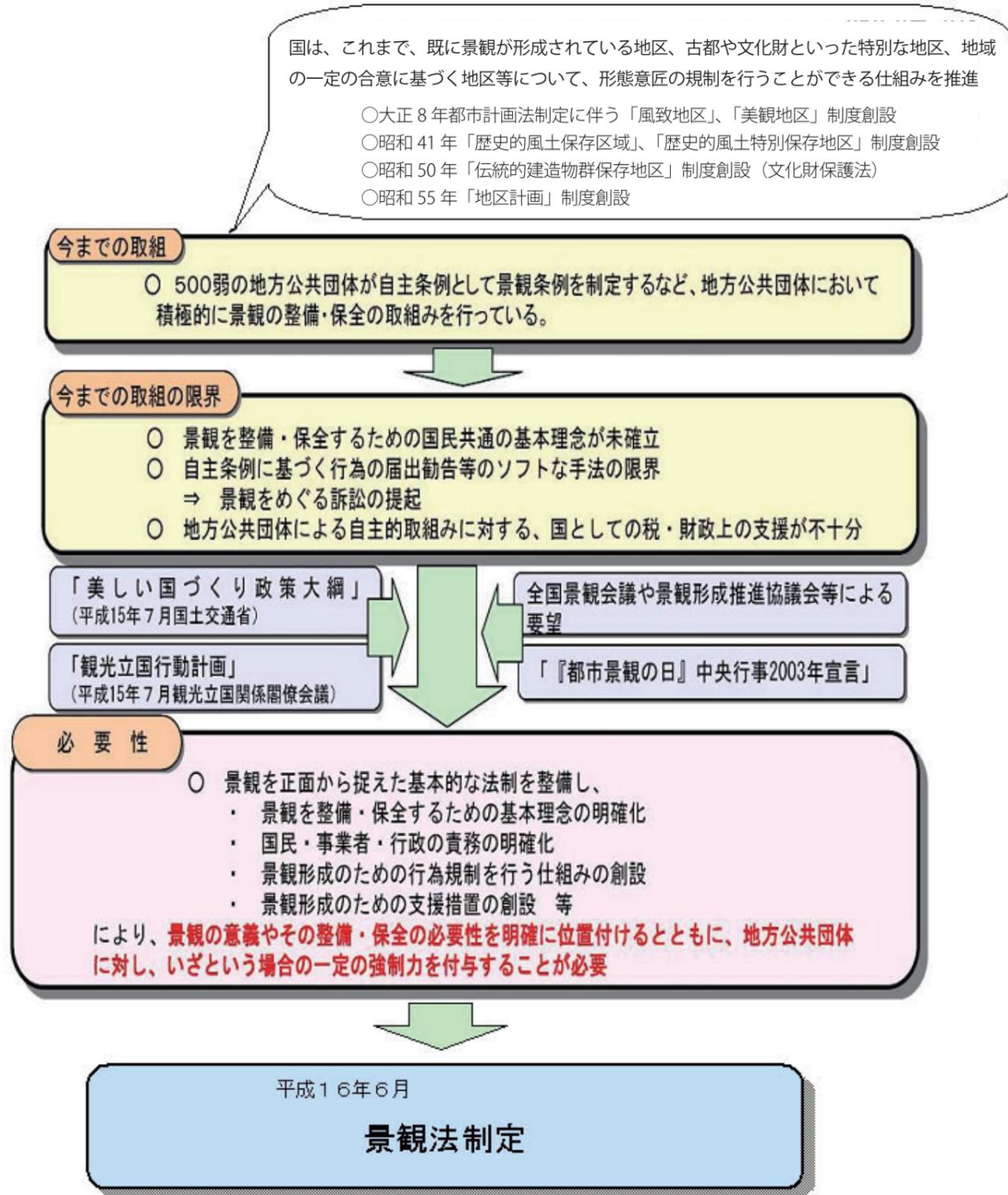


1. 景観計画策定にあたって

(1) 景観法の概要



(2) 景観計画の概要

■目的

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本的理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のために規制、景観整備機構による支援策を行う。

■基本理念

- ・ 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産である。
- ・ 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要がある。
- ・ 地域の個性を伸ばすような多様な景観形成を図る。
- ・ 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめる必要がある。
- ・ 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものである。

■定める内容

